

会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成16年度第5回会議
開催日時	平成17年2月24日（木曜）午後7時から午後8時まで
開催場所	田無インゲビル第3会議室
出席者	委員：吉野副会長、石井委員、吉田委員、関根委員、都築委員（欠席：高島会長、保谷委員、並木委員） 事務局：宮寺課長、小林主査
議題	1 田無神社「野分初稲荷神社」の指定について 2 その他
会議資料の名称	・ 田無神社側からの野分初稲荷の市文化財保護審議会への質疑回答文書 ・ 同左に関わる資料及び田無市史関係書籍の写し等
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録

会議内容

発言者名
発言内容

吉野副会長

定足数に達しているため、文化財保護審議会平成16年度第5回会議を開催する。

議題1 田無神社「野分初稲荷神社」の指定について

吉野副会長

この度の野分初稲荷神社を市指定の検討に当たり、質問文書を田無神社側へ送ったところ、回答があった。

田無神社より提出されていた『田無神社（尉殿大権現）本殿について』の説明書きがある。

- ・ 1ページ。年代が左側に書いてある、正応年間、13世紀、鎌倉時代。横に見ていくと白山神社、野分初稲荷神社、尉殿権現社と書いてある。
- ・ ずっと下にいくと元和8年、正保3年、寛文10年と4つの年代について書いてある。
- ・ 問題になっている野分初稲荷神社は、その元和8年の右側に上保谷が分祀されて尉殿権現社になった。その左側にマル1´とマル1と がふたつ書いてある。それが尉殿権現社と煩大人神社、番号で言うとなっている。
- ・ 真ん中の尉殿権現社 分祀*のところの上に、このマーカー（黒い四角）で手書きで(現本殿地)と書かれた説明がついている。現本殿地と言うのは今の本殿という意味なのだろうか？

- ・そして正保3年の下に線が引かれて、その右側に「建立」とあり谷戸宮山より移築された可能性もあり（稲葉和也元東海大教授）とある。つまり谷戸宮山より移築された可能性もあるとおしゃたのは稲葉さんであるという意味である。
- ・それから下に行く。寛文10年のところでは何も記載がないが、確認しておくマル1'の野分初稲荷は、の本殿と思われるものの向かって左側、それから煩大人神社は右側の とある。そしてマル2というのがあり尉殿権現社が欄外に出ているが、これはおそらく の中に入る番号ではないか、つまり旧田無神社の本殿がマル2であろうと考える。
- ・次2ページ。万延元年。島村俊表と本殿造営がされ、大きくマル3というのがある。ここで本殿が作られた。これは都指定になったものである。そしてマル1'とマル1はそのままである。そしてマル2番が右側に移されて、「1858年新本殿を建立するため南東に移築」。つまりマル2はマル3が建立されたので、南東に移築された、これが旧本殿である。
- ・次に明治5年、神仏分離令 田無神社と改称し、大国主命と国内諸神を祀るところは、これも確認しておくがマル1'の野分初稲荷とマル1の煩大人神社がそのとき合祀されたとある。小彦名社が合祀されたともある。それでこのときにマル2はどうしたのかというと、おそらく小彦名社がマル2に合祀されたものではないかと私は推察する。書き損じかもしれないが...。というのはその下にある明治8年に拝殿、つまり覆いが作られた。そうするとその中に新しい本殿が入ってしまった。ところがその下にマル2と書いてあって、津島神社、塩竈神社とある。これは書き損じかもしれないが小彦名社と煩大人神社のそのものが、ここに移されている。そして1858年から1873年の間とある。つまりその間は津島神社と塩竈神社を祀っている。繰り返すが旧本殿と称する建物は、明治5年には小彦名社と煩大人神社を祀ってあった。しかし1858年から1873年の間は、津島神社と塩竈神社を祀ったと書いてあるので、一体このところはどうなっているのだろうか。これは推察だが、南東に移動されて少なくとも明治8年には津島神社と塩竈神社が祀られていたということがわかる。

吉田委員

この2ページの一番上の表で、マル1が煩大人神社、マル1'が野分初稲荷だと思う。

吉野副会長

そうである。マル1が小彦名社と煩大人神社である。それから拝殿が前にできた。

石井委員

最後は尉殿権現社の中に津島神社と塩竈神社が入ってしまった。1858年から1873年の間は、津島神社と塩竈神社であった。それで小彦名社と煩大人神社はそのままマル1である。

吉野副会長

旧本殿は津島神社と塩竈神社の御神体が祀られていたのが1858年から1873年の間ということになる。推察すれば万延元年に南東に移されたときに津島神社と塩竈神社も移された。すると明治8年には拝殿が造営されて、新しい本殿にすっぽり覆われた。旧本殿には南東の部分で尉殿権現社と津島神社と塩竈神社が合祀された。こうなるわけだ

う。

- ・ 次に3ページ。明治期 合祀の時代。大正末期に覆殿が造営された。2ページで、拝殿が覆殿に納まったのは明治のはじめ、大正末期である。大正末期に覆殿ができて、新本殿は覆殿に囲まれて拝殿ができ、そしてその前にもともと本殿の横にあった野分初稲荷は拝殿に向かって右の北側に移された。小彦名社と煩大人神社はその南側に並び、そして南東にもともとあった津島神社と塩竈神社、尉殿権現社はそのままである。そして覆殿は1972年に鉄筋に改築された。
- ・ では最後の4ページ。拝殿と覆殿本殿がつながった。平成7年(1995年)に大移動があった。それで本殿、拝殿に向かって右側にあったものが西側に移された。移されたときに野分初稲荷はこの旧本殿に祀られた。平成7年に (現在地へ移築し、野分初稲荷神社を祀る) と記載されている。そして野分初稲荷が祀られていたマル1の建物が一番に西の方に移されて塩竈神社になった。それからマル1の小彦名社と煩大人神社は位置が入れ替えになった。それで津島神社は左側の方に新しく建物を建てられて塩竈神社と分祀されて現在の場所にあるということであろう。ややこしいが要するに指定をしてほしいというものがどのようにして現在地に移動していったのかということを理解してもらうためにいろいろな話になったわけである。理解できただろうか。
- ・ それで今日田無神社からもらった資料に写真が添付されている。写真マル1の大きな建物、これは覆殿ができる前の建物で、新しい本殿の右側にAという文字を で囲んであるのが野分初稲荷である。もとの野分初稲荷神社は写真マル1のAである。本殿左脇にあり谷戸から遷座したものである。これも確証があるわけではない。初稲荷神社の御本体をこちらに移したということで、野分初稲荷神社も尉殿と一緒に宮山から移されたということだろうと思われる。
- ・ それから色を塗られたことについても、神社側から回答が出ている。「旧田無神社本殿が赤く塗られたのは40年ほど前です。塗料がはがれているので、元の姿が伺えます。」と記載されている。つまり40年前に稲荷さまを祀るので、それで赤く塗ったのかもしれないがどうだろうか？1991年に更に赤く塗ったとある。

石井委員

昔から田無神社という名称ではなく尉殿神社が本来のあそこの境内の神殿であったということか。

吉野副会長

田無神社という名前はおそらく明治5年以降に付けられたものだろう。それまでは尉殿権現とっていたと思われる。尉殿権現の指定ならいいけれど、いろいろな問題がある。

石井委員

尉殿権現の指定であれば問題はなかった。

吉野副会長

今後の問題として、今までの経過と併せて考えると、田無神社としては「旧田無神社本殿」として指定してほしい、そしてカッコを付けて(現野分初稲荷神社)としてもら

えれば野分初の意義も深まるのではないかというふうにおっしゃっている。それで「伝」と付けたいのではないかというのは、審議会というよりも事務局の手違いで伝えられたのだが、神社側もそれに応えて「伝」はダメですよと言ってきたわけである。

石井委員

経過からみても旧尉殿神社建物ということではかないと思う。

関根委員

田無神社側から出された提案書の中で、名称「野分初稲荷神社本殿」とあり、括弧で旧田無神社本殿とあるが、これは現在も生きているのか？

吉野副会長

当初はそういうように言われたのに対して、この審議会としてそれは少しおかしいのではというので、質問としてを提出してしまったのだが、それについての回答がここに出ていて、田無神社側はそれを引っ込めて、「旧田無神社本殿(現野分初稲荷神社)ではいかがでしょうかという回答であるから、これが新たな名称の要望と考えていいと思う。

吉野副会長

田無神社としては、旧本殿に名称を付けてもらいたいということだと思う。建物については裏づけがあるから、中世に遡ってもおかしくない。それを旧本殿とできるかどうか。ただ田無神社としては、田無神社がずっとこの地域で存在してきた流れの中でそれしか考えられない、他に考えようがないじゃないかということだろう。公文書については田無村年代記及び公用分例略記にそういうことが書かれているということがひとつの根拠であるという。それに対してこの当審議会はもう少し具体的な資料があれば問題なく旧本殿であると判断できるわけである。ただし、その場合も田無神社という言葉を使うか、尉殿権現という名前にするかといえば、当然尉殿権現というのが見解である。

都築委員

名称であるが、西東京市の文化財であるから、できれば市民に馴染んだ名称が望ましい。尉殿神社というと旧保谷の横山道にあるものをイメージしてしまう。その辺も少し考慮したらどうか。

石井委員

逆に田無神社と呼ぶのは明治以降であるのに、誤解を与えかねない。

吉田委員

田無神社側からの文章に「田無神社本殿・拝殿が都指定文化財となったとき、この建物は旧田無神社本殿として指定されるはずでしたが…」ということが記載されているが、この際、本殿等が都の文化財指定になった経過についても審議会としてもその評価も含めて聞きたい部分はある。

石井委員

ではこの文書にあるように、稲葉和也先生に直接伺ってもいいにではないだろうか？
「測量が遅れたため次回になった」とあるのだから。

吉野副会長

いずれにしても「伝尉殿神社本殿」という名称が適当であるというのが皆さんの考えであると思われる。また補足として今石井委員からも話しに出た、また田無神社の宮司さんも聞いてほしいと言うのだから、建物についての評価を具体的に稲葉先生に聞いてもらう必要があると思われる。それから「古文書はいつでもご覧ください」とあるので、拝見することについてはどうか？

吉田委員

できれば見せてもらいたい。そのとき写真でも撮って保存できれば更にいいと思う。

吉野副会長

この「古文書はありますが」というのは、都の指定文化財に含まれているということの意味が私にはよくわからないが、田無神社の都指定の対象になっているのか？

吉田委員

私個人としては、市の文化財審議会委員として、都の文化財に指定された経緯及びそのときの建物の評価についてぜひ聞かせてもらいたいと思っている。確かに本件とは直接関係ないにせよ、前にも述べたように「本殿として指定されるはずでしたが」と書いてあるのだから、聞いても差し支えないことと考えていいと思う。

吉野副会長

では今回の結論として、(1)伝尉殿神権現本殿ということでの指定。(2)稲葉和也教授に経緯を伺う。(3)現在の都指定の田無神社本殿との経緯については、参考までに話を伺う。この3つを田無神社側に伝えていただくということによろしいか。

吉田委員

「都指定には次回にということになりました」とあるのだから、今回の対象案件を今後都の指定文化財にという考えがあるのかは聞いたほうがよいと考える。

吉野副会長

ではそれも含めて今回の文化財審議会の経緯を伝えてもらい、できれば全般について具体的に話を事務局に聞いてもらうこととする。この件については以上である。

議題2 その他

事務局

史跡公園整備構想懇談会は、会議の全日程を終え、只今報告書作成のチェックを行っているところである。次回の審議会では報告書を委員にご覧いただけたらと思う。また、ここで文化財保護条例に一部改正があり、いくつかの条項が関係する。それについては今後の会議で触れたい。

吉野副会長

では他になければ次回会議の日程だが、4月28日（木曜）の午後6時30分からとしたい。それでは本日はこれにて終了する。